

第9期技術士分科会で検討する課題についての関係条文

【法律】 (技術士補・更新制・1次試験) 追加する部分は下線

○技術士法

第一章 総則

第一条 (目的) この法律は、**技術士等**の資格を定め、その業務の適正を図り、もって科学技術の向上と国民経済の発展に資することを目的とする。

第二条 (定義) この法律において「技術士」とは、第三十二条第一項の登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務(他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務を除く。)を行う者をいう。

2 この法律において「**技術士補**」とは、技術士となるのに必要な技能を修習するため、第三十二条第二項の登録を受け、**技術士補**の名称を用いて、前項に規定する業務について技術士を補助する者をいう。

第三条 (欠格条項) 次のいずれかに該当する者は、技術士又は**技術士補**となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

(略)

六 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)第三十二条第三号の規定により業務の禁止の処分を受けた者、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第五十二条第二号の規定により登録を消除された者、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十条第一項の規定により免許を取り消された者又は土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第四十二条第三号の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から起算して二年を経過しないもの

第二章 技術士試験

第四条 (技術試験の種類) 技術士試験は、これを分けて第一次試験及び第二次試験とし、**文部科学省令で定める技術の部門**(以下「技術部門」という。)ごとに行う。

2 第一次試験に合格した者は、**技術士補**となる資格を有する。

3 第二次試験に合格した者は、技術士となる資格を有する。

第五条 (第一次試験) 第一次試験は、技術士となるのに必要な科学技術全般にわたる基礎的学識及び第四章の規定の遵守に関する適性並びに**技術士補**となるのに必要な**技術部門**についての専門的学識を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。

第六条 (第二次試験) 第二次試験は、技術士となるのに必要な技術部門についての専門的学識及び高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。

2 次のいずれかに該当する者は、第二次試験を受けることができる。

一 **技術士補**として技術士を補助したことがある者で、その補助した期間が文部科学省令で定める期間を超えるもの

二 **前号に掲げる者**のほか、科学技術に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う者の監督(文部科学省令で定める要件に該当

※**技術士補**に関しては検討方針により条文の改正内容が大きく異なるため、技術士補という言葉を用いた条文を挙げている。

一次試験を部門より大きなくくり(系など)で行う場合に変更する必要がある?

する内容のものに限る。)の下に当該業務に従事した者で、その従事した期間が文部科学省令で定める期間を超えるもの(技術士補となる資格を有するものに限る。)

三 前二号に掲げる者のほか、前号に規定する業務に従事した者で、その従事した期間が文部科学省令で定める期間を超えるもの(技術士補となる資格を有するものに限る。)

3 既に一定の技術部門について技術士となる資格を有する者であつて当該技術部門以外の技術部門につき第二次試験を受けようとするものに対しては、文部科学省令で定めるところにより、第二次試験の一部を免除することができる。

第二章の二 技術士等の資格に関する特例

第三十一条の二 技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であつて、我が国においていずれかの技術部門について我が国の法令に基づき技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものは、第四条第三項の規定にかかわらず、技術士となる資格を有する。

2 大学その他の教育機関における課程であつて科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるものとして文部科学大臣が指定したものを修了した者は、第四条第二項の規定にかかわらず、技術士補となる資格を有する。

一次試験の大きくくり化を行う場合、一次試験の部門(あるいは系など)と、技術士補登録の際の部門との関係について検討する必要有り

第三章 技術士等の登録

第三十二条(登録) 技術士となる資格を有する者が技術士となるには、技術士登録簿に、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地、合格した第二次試験の技術部門(前条第一項の規定により技術士となる資格を有する者にあつては、同項の規定による認定において文部科学大臣が指定した技術部門)の名称その他文部科学省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 技術士補となる資格を有する者が技術士補となるには、その補助しようとする技術士(合格した第一次試験の技術部門(前条第二項の規定により技術士補となる資格を有する者にあつては、同項の課程に対応するものとして文部科学大臣が指定した技術部門。以下この項において同じ。)と同一の技術部門の登録を受けている技術士に限る。)を定め、技術士補登録簿に、氏名、生年月日、合格した第一次試験の技術部門の名称、その補助しようとする技術士の氏名、当該技術士の事務所の名称及び所在地その他文部科学省令で定める事項の登録を受けなければならない。

3 技術士補が第一項の規定による技術士の登録を受けたときは、技術士補の登録は、その効力を失う。

第三十三条(技術士登録簿及び技術士補登録簿) 技術士登録簿及び技術士補登録簿は、文部科学省に備える。

第三十四条(技術士登録証及び技術士補登録証) 文部科学大臣は、技術士又は技術士補の登録をしたときは、申請者にそれぞれ技術士登録証又は技術士補登録証(以下「登録証」と総称する。)を交付する。

2 登録証には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 氏名
- 三 生年月日
- 四 登録した技術部門の名称

更新制を導入する場合、第三十四条に更新制の内容(登録証の有効期限や更新要件、猶予条件などについて記載する必要がある。

第三十五条（登録事項の変更の届出等） 技術士又は**技術士補**は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

2 技術士又は**技術士補**は、前項の規定による届出をする場合において、登録証に記載された事項に変更があつたときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

第三十六条（登録の取消し等） 文部科学大臣は、技術士又は**技術士補**が次のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

一 第三条各号（第五号を除く。）の一に該当するに至つた場合

二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

三 第三十一条の二第一項の規定により技術士となる資格を有する者が外国において同項に規定する資格を失つた場合

2 文部科学大臣は、技術士又は**技術士補**が次章の規定に違反した場合には、その登録を取り消し、又は二年以内の期間を定めて技術士若しくは**技術士補**の名称の使用の停止を命ずることができる。

第三十七条 文部科学大臣は、技術士又は**技術士補**が虚偽若しくは不正の事実に基づいて登録を受け、又は次章の規定に違反したと料するときは、職権をもつて、必要な調査をすることができる。

2 文部科学大臣は、前条第一項第二号又は第二項の規定による技術士又は**技術士補**の登録の取消し又は名称の使用の停止の命令をする場合においては、聴聞又は弁明の機会の付与を行つた後、科学技術・学術審議会の意見を聴いてするものとする。

第三十八条（登録の消除） 文部科学大臣は、技術士又は**技術士補**の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

第三十九条（登録免許税及び登録手数料） 第三十二条第一項の規定により技術士の登録を受けようとする者及び同条第二項の規定により**技術士補**の登録を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の定めるところにより登録免許税を納付しなければならない。

2 第三十二条第一項の規定により技術士の登録を受けようとする者、同条第二項の規定により**技術士補**の登録を受けようとする者、第三十五条第二項の規定により登録証の訂正を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の登録手数料を国（次条第一項に規定する指定登録機関が同項に規定する登録事務を行う場合にあつては、指定登録機関）に、それぞれ納付しなければならない。

3 前項（技術士の登録を受けようとする者及び**技術士補**の登録を受けようとする者に係る部分に限る。）の規定は、文部科学大臣が次条第一項に規定する登録事務を行う場合については、適用しない。

4 第二項の規定により次条第一項に規定する指定登録機関に納められた登録手数料は、指定登録機関の収入とする。

第四十条（指定登録機関の指定等） 文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、技術士及び**技術士補**の登録の実施に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、文部科学省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

第四十一条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条第一項及び第三十八条の規定の適用については、これらの規定中「文部科学省」とあり、及び「文部科学大臣」とあるのは、「指定登録機関」とする。

更新講習を行う場合、更新講習を行う指定実施機関をどのような機関にするかについての条文が必要。

第四十三条（登録の細目等） この章に定めるもののほか、登録及び登録の消除の手續、登録証の再交付及び返納、登録事務の引継ぎその他技術士及び技術士補の登録並びに指定登録機関に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第四章 技術士等の義務

第四十四条（信用失墜行為の禁止） 技術士又は技術士補は、技術士若しくは技術士補の信用を傷つけ、又は技術士及び技術士補全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

第四十五条（技術士等の秘密保持義務） 技術士又は技術士補は、正当の理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。技術士又は技術士補でなくなつた後においても、同様とする。

第四十五条の二（技術士等の公益確保の責務） 技術士又は技術士補は、その業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。

第四十七条（技術士補の業務の制限等） 技術士補は、第二条第一項に規定する業務について技術士を補助する場合を除くほか、技術士補の名称を表示して当該業務を行つてはならない。

2 前条の規定は、技術士補がその補助する技術士の業務に関してする技術士補の名称の表示について準用する。

第四十七条の二（技術士の資質向上の責務） 技術士は、常に、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。

研さんを努力義務とする条文なので、更新制を導入し研さんを義務とした場合共存が可能か要検討。

第七章 雑則

第五十七条（名称の使用の制限） 技術士でない者は、技術士又はこれに類似する名称を使用してはならない。

2 技術士補でない者は、技術士補又はこれに類似する名称を使用してはならない。

第八章 罰則

第六十二条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条（第二十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、不正の採点をした者
- 二 第三十六条第二項の規定により技術士又は技術士補の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、技術士又は技術士補の名称を使用したもの
- 三 第五十七条第一項又は第二項の規定に違反した者

【省令】 (※技術士補・更新制・1次試験・総合技術監理部門・国際的通用性 追加する部分は下線)

○指定試験機関及び指定登録機関に関する規則

※総合技術監理部門に関しても、検討方針により条文の改正内容が大きく異なるため、総合技術管理という言葉を用いた条文を挙げている。

第五条 (技術士補登録簿の登録事項の通知等) 文部科学大臣は、法第十一条第一項の規定により第二条第二号に掲げる試験事務を行う指定試験機関の指定をしたときは、当該指定試験機関に対し、技術士補登録簿の登録事項を記載した書類を交付するものとする。

2 文部科学大臣は、技術士補の登録をしたときは、前項の指定試験機関に対し、当該技術士補に関する技術士補登録簿の登録事項を記載した書類を交付するものとする。

3 文部科学大臣は、技術士補登録簿の登録事項の変更の届出があつたとき、技術士補の名称の使用の停止をしたとき又は技術士補の登録の消除をしたときは、第一項の指定試験機関に対し、その旨を通知するものとする。

第十八条 (指定の区分) 指定登録機関の指定は、次の区分により行うものとする。

二 技術士補に係る登録事務

第二十三条 (不正登録者等の報告) 指定登録機関は、技術士又は技術士補が虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたと料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 当該技術士又は技術士補に係る登録事項

第二十六条 (指定試験機関等の名称等) 次の表の上欄に掲げる文部科学大臣が指定する指定試験機関又は指定登録機関の名称及び行うことができる事務の区分は、それぞれ同表の中欄及下欄に掲げる通りとする。

指定登録機関	公益社団法人日本技術士会 (昭和三十四年三月十日に社団法人日本技術士会という名称で設立された法人をいう。)	技術士及び技術士補に係る登録事務
--------	---	------------------

更新制を、指定講習機関を置いて行う場合には当規則の中に章立てをして指定講習機関に関する条文を追加する必要があるか

(参考・更新制) 現在の章立て
第一章 総則 (第一条)
第二章 指定試験機関 (第二条～第十七条)
第三章 指定登録機関 (第十八条～第二十五条)
第四章 雑則 (第二十六条)
附則

○技術士法施行規則

第二条 (技術部門) 技術士法 (以下「法」という。) 第四条第一項の技術部門は、次のとおりとする。

一 機械部門

(中略)

二十 原子力・放射線部門

二十一 総合技術監理部門

総合技術監理部門が他の部門と並列であるという現在の位置づけを変える場合は改正が必要?

第五条（第一次試験の試験科目） 第一次試験の試験科目は、次のとおりとする。

- 一 基礎科目
- 二 適性科目
- 三 専門科目

一次試験の見直しを行った際に科目、科目内容に変更があれば改正が必要

総合技術監理部門の試験内容等を変更する場合以下にも変更が必要

- 2 基礎科目は、科学技術全般にわたる基礎知識に関するものとする。
- 3 適性科目は、法第四章の規定の遵守に関する適性に関するものとする。
- 4 専門科目は、当該技術部門に係る基礎知識及び専門知識に関するものとする。
- 5 専門科目の範囲については、文部科学大臣が告示する。

第十条（期間） 法第六条第二項第一号の文部科学省令で定める期間は、総合技術監理部門について受験する場合にあつては通算して七年とし、総合技術監理部門以外の技術部門について受験する場合にあつては通算して四年とする。

3 法第六条第二項第二号の文部科学省令で定める期間は、総合技術監理部門について受験する場合にあつては通算して七年（技術士補となる資格を得た後のものに限る。）とし、総合技術監理部門以外の技術部門について受験する場合にあつては通算して四年（技術士補となる資格を得た後のものに限る。）とする。

5 法第六条第二項第三号の文部科学省令で定める期間は、総合技術監理部門について受験する場合にあつては通算して十年（既に総合技術監理部門以外の技術部門について技術士となる資格を有する者にあつては通算して七年）とし、総合技術監理部門以外の技術部門について受験する場合にあつては通算して七年とする。

第十一条（第二次試験の試験科目） 第二次試験の試験科目は、次の表の上欄に掲げる技術部門について、それぞれ同表の中欄に掲げる必須科目及び同表の下欄に掲げる選択科目のうち受験者があらかじめ選択する一科目とする。

技術部門	必須科目	選択科目
	(中略)	
二十一 総合技術監理部門	総合技術監理一般	この表の第一号から第二十号までの上欄に掲げるいずれかの技術部門について、それぞれ同表の中欄に掲げる必須科目及び同表の下欄に掲げる選択科目のうち受験者があらかじめ選択する一科目

2 総合技術監理部門の必須科目及び総合技術監理部門以外の技術部門の選択科目の内容については、文部科学大臣が告示する。

第十一条の二（第二次試験の一部免除） 既に総合技術監理部門以外のいずれかの技術部門について技術士となる資格を有する者であつて総合技術監理部門につき第二次試験を受けようとするものに対しては、既に技術士となる資格を有する技術部門に対応する選択科目を免除する。

第十二条（第二次試験の受験手続） 一 法第六条第二項第一号に該当する者については、技術士補として技術士を補助したこと及びその期間を証する証明書又は書面（法第六条第二項第二号に定める期間を算入する場合にあつては、これらに加えて、法第六条第二項第二号に規定する受験資格に係る業務に従事したこと及びその期間を証する証明書又は書面並びに第十条の二に規定する要件を満たす内容の監督を受けたことを証する別記様式第二の二及び第二の三による証明書又は書面）

二 法第六条第二項第二号に該当する者については、同号に規定する受験資格に係る業務に従事し

たこと及びその期間を証する証明書又は書面並びに第十条の二に規定する要件を満たす内容の監督を受けたことを証する別記様式第二の二及び第二の三による証明書又は書面（法第六条第二項第一号に定める期間を算入する場合にあつては、これらに加えて、**技術士補**として技術士を補助したこと及びその期間を証する証明書又は書面）

四 法第三十一条の二第二項の規定により**技術士補**となる資格を有する者については、同項の規定により文部科学大臣が指定した大学その他の教育機関における課程を修了したことを証する証明書又は書面

他国との協定を結ぶなどして国際的通用性の面で以下について追加事項ができる可能性有り

第十三条の二（技術士の資格に関する特例） 法第三十一条の二第一項の文部科学省令で定める技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格は、オーストラリア連邦首都特別地域に主たる事務所が所在する団体であるオーストラリアエンジニア協会が認定するチャータード・プロフェッショナル・エンジニアとする。

2 法第三十一条の二第一項の規定による認定は、前項の資格を有する者の申請により、技術部門を指定して行うものとする。

3 前項の認定を受けた者には、技術士となる資格を有することを証する別記様式第四の二による証書を授与するほか、その氏名を官報で公告する。

第十四条（登録事項） 法第三十二条第一項の規定による技術士登録簿の登録事項は、次のとおりとする。

一 登録番号及び登録年月日

二 氏名及び生年月日

三 第二次試験に合格した年月及び合格した第二次試験の技術部門の名称（法第三十一条の二第一項の規定により技術士となる資格を有する者にあつては、同項の規定による認定を受けた年月及び文部科学大臣が指定した技術部門の名称）

四 自ら技術士としての業務を営もうとするときは、その事務所の名称及び所在地

五 他の技術士、会社その他の者の事務所に勤務するときは、その勤務する事務所の名称及び所在地

2 法第三十二条第二項の規定による**技術士補**登録簿の登録事項は、次のとおりとする。

一 登録番号及び登録年月日

二 氏名及び生年月日

三 第一次試験に合格した年月及び合格した第一次試験の技術部門の名称（法第三十一条の二第二項の規定により**技術士補**となる資格を有する者にあつては、同項の規定により文部科学大臣が指定した大学その他の教育機関における課程を修了した年月及び当該課程に対応するものとして文部科学大臣が指定した技術部門の名称）

四 補助しようとする技術士の登録番号及び氏名並びに当該技術士の事務所の名称及び所在地

第十五条（登録の申請） 技術士又は**技術士補**の登録を受けようとする者は、それぞれ別記様式第五若しくは別記様式第五の二又は別記様式第六若しくは別記様式第六の二による技術士登録申請書又は**技術士補**登録申請書（以下「登録申請書」と総称する。）に法第三条第一号に掲げる者（民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者及び同条第三項の規定により従前の例によることと

更新制を導入した際には、有効期限や更新日等も登録事項に追加する項目についても要検討。

される準禁治産者を含む。)に該当しない旨の官公署の証明書を添え、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

第十六条（登録） 文部科学大臣は、前条の申請があつたときは、登録申請書及び添付書類の記載事項を審査し、当該申請者が技術士又は**技術士補**となる資格を有すると認めるときは、別記様式第七若しくは別記様式第七の二又は別記様式第八若しくは別記様式第八の二による技術士登録簿又は**技術士補**登録簿（以下「登録簿」と総称する。）に登録し、かつ、当該申請者に別記様式第九又は別記様式第十による技術士登録証又は**技術士補**登録証（以下「登録証」と総称する。）を交付する。

2 文部科学大臣は、前項の審査の結果、当該申請者が技術士又は**技術士補**となる資格を有しないと認めるときは、登録申請書を当該申請者に返却する。

第十七条（登録事項の変更の届出） 技術士又は**技術士補**は、登録を受けた事項に変更があつたときは、別記様式第十一による登録事項変更届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

第十八条（登録証再交付の申請等） 技術士又は**技術士補**は、登録証を汚損し、又は失つたときは、遅滞なく、別記様式第十二による登録証再交付申請書にその理由を記載し、汚損した場合にあつては、その登録証を添え、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

2 技術士又は**技術士補**は、前項の申請をした後失つた登録証を発見したときは、遅滞なく、これを文部科学大臣に返納しなければならない。

第十九条（業務の廃止等の届出） 技術士又は**技術士補**が次のいずれかに該当する場合には、当該技術士若しくは当該**技術士補**又はその相続人若しくは法定代理人は、遅滞なく、登録証を添え、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

- 一 業務を廃止した場合
- 二 死亡した場合
- 三 法第三十六条第一項第一号 又は第三号 に該当するに至つた場合

第二十条（登録の取消し等の通知等） 文部科学大臣は、法第三十六条第一項第二号 又は第二項 の規定により技術士若しくは**技術士補**の登録を取り消し、又は技術士若しくは**技術士補**の名称の使用の停止を命じたときは、その旨を取消し又は停止の処分を受けた者に通知しなければならない。

2 法第三十六条第一項第二号 又は第二項 の規定により技術士又は**技術士補**の登録を取り消された者は、前項の通知を受けた日から起算して十日以内に、登録証を文部科学大臣に返納しなければならない。

第二十一条（登録簿の登録の訂正等） 文部科学大臣は、第十七条の届出があつたとき、第十九条の届出（同条第三号に係るものを除く。）があつたとき、又は法第三十六条 の規定により技術士若しくは**技術士補**の登録を取り消し、若しくは技術士若しくは**技術士補**の名称の使用の停止を命じたときは、登録簿の当該技術士若しくは**技術士補**に関する登録を訂正し、若しくは消除し、又は当該技術士若しくは**技術士補**の名称の使用の停止をした旨を登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは消除又は名称の使用の停止の理由及びその年月日を記載するものとする。

第二十二条（指定登録機関への通知） 文部科学大臣は、指定登録機関が登録事務を行う場合において、法第三十六条 の規定により技術士若しくは**技術士補**の登録を取り消し、又は技術士若しくは**技術士補**の名称の使用の停止を命じたときは、理由を付し、その旨を指定登録機関に通知しなければならない。

第二十三条（適用） 指定登録機関が登録事務を行う場合における第十五条から第十八条まで、第十九条（同条第三号に該当する場合を除く。）、第二十条第二項及び第二十一条の規定の適用については、これらの規定中「文部科学大臣」とあるのは「指定登録機関」と、第二十一条中「法第三十六条の規定により技術士若しくは**技術士補**の登録を取り消し、若しくは技術士若しくは**技術士補**の名称の使用の停止を命じたとき」とあるのは「次条の規定による通知があつたとき」と、「停止をした」とあるのは「停止があつた」とする。

附則〔平成十二年十二月二十八日総理府令第百五十六号〕

第二条（経過措置） **総合技術監理部門**の第一次試験は、当分の間、行わない。